

東京さくら会計事務所通信

-Let's begin together-



第22号

税理士法人東京さくら会計事務所のシンボルマークです。
「宇宙」をイメージしております。



三鷹 八幡大神社にて

目次

- ・ 所 信 新年のご挨拶2P
- ・ 税務特集 ◇役員給与の損金不算入制度について3P
- ◇住宅ローン控除ここが変わった!!3P
- ・ プレゼンターミナル
- ◇社会保険・労働保険の加入要件&最近の助成金4P
 (社会保険労務士 鷺見 淳)
- ◇保険加入について(株)セフネット 志村守正)5P
- ・ 第9回 東京さくら会計事務所ゴルフ大会観戦記6P
- ・ お客様紹介コーナー 四季創菜・Zen パブ・加那
 イタリアン&バエリア ポポラーレ7P
- ・ 事務所だよりコーナー・編集後記8P



新年の御挨拶

所長 横尾 和儀

新年あけましておめでとうございます。

関与先の皆様方におかれましては、御健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。又、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

混沌とした経済環境の中、東京さくら会計事務所は皆様の企業の参謀たるべく、所員一同、正確な分析力、論理的思考力を身につけ、皆様に役立つ情報やアイデアをアドバイスさせて頂けるよう自己研鑽に努めて参ります。又、皆様方の御期待と御要望に対応させて頂けるよう、更なるサービス向上を推進していく所存ですのでよろしくお願い申し上げます。

日頃思う事があります。それは「縁」です。縁の大切さです。例えばCさんという大事な取引先がいるとします。CさんはBさんからの紹介です。BさんはAさんからの紹介です。AさんやBさんとの繋がりなくしてCさんと知り合うことは、ありえません。私たちは縁の中で生かされ、助けられていると思います。この縁を大切にし、真面目に取り組めば、仕事や思いは必ず叶うはずで、縁によって知り合った仲間がお互いに支え合う人間主義が組織や企業の活性化の原点であると思います。

昨年のNHKの大河ドラマは「風林火山」でしたが、武田信玄は「人は石垣、人は城」という信念の下、城は造りませんでした。強固な城よりも人が国を守ると信じていました。要するに人間にすべての原点をおく人間主義とでもいえるのではないのでしょうか。兎角現代はコンピュータ社会でコンピュータ処理をすれば必ず正しい答えが出ると思われがちですが、誤ったデータ処理をすれば間違った回答となってしまいます。人の手によるチェックが必要です。

組織を改革し企業を活性化していく源は人であ

り、組織を作っていくのは人です。トップが仕事のミスをチェックし、文句ばかり言っていたのでは、スタッフたちはやる気を失ってしまいます。人を生かし助けてもらう事が組織を活性化させます。皆が内に持っているものを出し合い、互いに励まし合う。そしてそれを暖かく理解し、共感し一緒に働く。トップが人間主義の哲学を持ち、相互理解の中にリーダーシップを発揮することが、組織活性化の決め手なのです。

当事務所では年2回、学校のような個人面談会を行っています。各々の事務所に対する意見・要望・考えを聞かせてもらいます。トップはオールマイティではありません。多くの人の力を借り、スタッフと力を合わせることで初めて企業は活性化し、伸びていくことができるのです。

昨年、埼玉県熊谷市に当事務所の支所として、埼玉事務所を開設するに至りました。埼玉の地域に根差した事務所づくりとともに、お客様のニーズに応えていけるような事務所にしていきたいと考えています。よろしくお願い申し上げます。

又、当事務所では遅ればせながらですがホームページを開設しました。

アドレスは<http://www.bizup.jp/sakuranet/>です。一度御笑覧頂ければ幸いです。今後はお客様のネットワークづくりができるような形にしてゆければと思っています。

この新しい年が、皆様にとりまして、益々の御繁栄と御健勝の年でありますように、心からお祈り申し上げまして、新年の御挨拶といたします。





役員給与の損金不算入制度について

18年度税制改正で特殊支配同族会社(実質的な一人会社)のオーナーへの役員給与について、給与所得控除相当部分が一定の要件のもとに法人税が課されることとなり、早一年が過ぎました。

この改正に伴い、役員給与の改定が非常に難しくなりました。

通常改定をいいますと、会計期間が終了して3ヶ月までに取締役会等で来期の役員給与を決定するのが通常改定となります。

右記図1の様に会計期間終了後3ヶ月までに改定が行われているので、増額部分も損金に算入されます。

図2の様に会計期間が終了して6ヶ月が経過しているため増額部分が損金に算入されません。

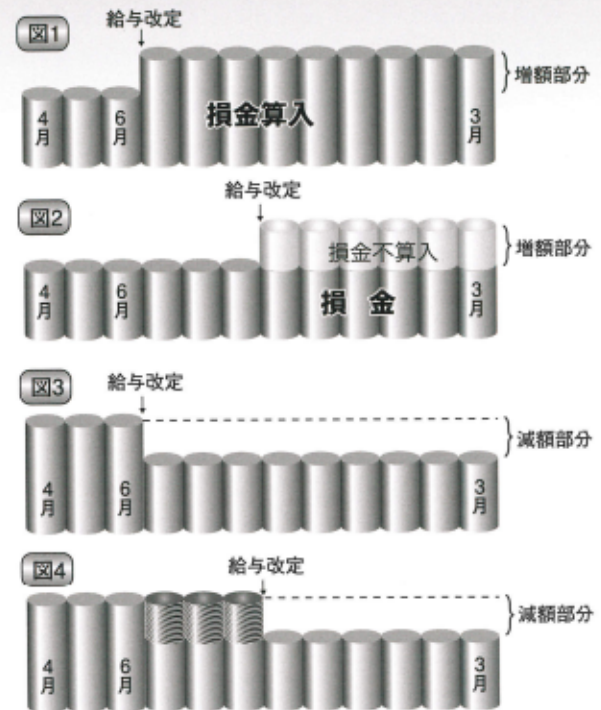
上記2つについては給与を増額した場合ですが、今度は減額した場合はどうなるのでしょうか。

図3は図1の様に改定が3ヶ月までに行われているので、損金に算入されます。

図4は法人の一時的資金繰りの低下、営業目標に達成しない場合などの理由での減額は斜線部分が損金に算入されません。しかし、減額理由が「法人の経営の状況が著しく悪化」した場合には、斜線部分も損金に算入されます。

役員給与の改定について増額も減額も時期が非常に重要で、会計期間が終了して3ヶ月までに改定をしないと、損金に算入されない部分が出てくるので注意が必要です。

3月決算法人の場合



住宅ローン控除ここが変わった!!

19年度の税制改正により住宅ローン控除について新たな控除方法が創設されました。その結果、19年・20年に新たに住宅ローン控除を受ける場合については、現行の控除制度と新しく創設された控除制度との選択制となりました。

下記の様な改正が行われたのは、政府が掲げた三位一体改革の一つである国から地方への税源移譲を達成するため所得税と住民税の税率が大幅に見直されたことによるものです。

つまり、今回の税率改正により低所得者については所得税の負担が減り住民税の負担が増えることとなったため、(所得税・住民税の合計負担額はそれほど変わりません)低所得者層が住宅ローン控除を控除しきれなくなり住宅ローン控除の恩恵を十分に受けられなくなることとなるため控除期間を15年とする特例が創設されたのです。

注意点 一旦選択した場合は後で変更することは出来ません。個別に判定する必要があるため慎重な判断が必要です。

現行制度

控除期間	19年中 居住分		20年中 居住分	
	10年間		10年間	
控除率・控除額				
1~6年目	1.0%	25万円	1.0%	20万円
7~10年目	0.5%	12.5万円	0.5%	10万円
最高控除額合計	200万円		160万円	

今回創設された特例措置(平成19年、20年入居者に限る)

控除期間	19年中 居住分		20年中 居住分	
	15年間		15年間	
控除率・控除額				
1~10年目	0.6%	15万円	0.6%	12万円
10~15年目	0.4%	10万円	0.4%	8万円
最高控除額合計	200万円		160万円	



フレーションターミナル



社会保険・労働保険の加入要件&最近の助成金

社会保険労務士 鷺見 淳

📌労働保険・社会保険の対象者の違いは？

- I. 労災保険 雇用関係にある労働者は、すべて対象になると考えてください。臨時で1日だけの約束で仕事をお願いしたアルバイトが仕事中にケガをしたら労災保険の適用を受けます。労働者各人の加入手続きは行いませんので、労働保険の確定申告のときに、そのようなアルバイトの賃金も含めることが必要です。
- II. 雇用保険 ①1週間の所定労働時間が20時間以上で、②1年以上引き続き雇用されることが見込まれる労働者は、パート、アルバイト問わず雇用保険に加入します。週30時間以上の常勤並みに働く労働者は、②は問いません。
- III. 社会保険 労働時間、労働日数の両方が一般社員のおおむね4分の3以上となる労働者は、パート、アルバイトを問わず社会保険に加入します。

📌社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用が除外される人とは？

「試用期間3ヶ月間は社会保険は加入せず、4ヶ月目に入って本採用となってから社会保険に加入させる」という扱いをされているケースを見ますが、社会保険は、試用期間といえども採用日から加入しなければなりません。一方、社会保険の適用が除外される人に「2ヶ月以内の期間を定めて使用される人」というのがありますので、最初に2ヶ月限りの雇用契約を結び、その間は社会保険の適用なし、その後新たに雇用契約を結ぶ際に社会保険に加入する、ということも考えられます。ポイントは、2ヶ月の契約満了後、更新とか再契約を結ぶというような形にしないことです。

📌助成金制度で活用できそうなものは？

国の少子高齢化対策の一環として、中小企業子育て支援助成金があります。

- ①一般事業主行動計画を労働局長に提出している
- ②就業規則に育児休業、育児短時間勤務制度を規定している
- ③初めて育児休業取得者がでたこと等の要件で60万円から100万円が支給されます。21世紀職業財団が窓口です。

このほか、東京都産業労働局が窓口となって「とうきょう次世代育成サポート企業」を募集しています。上記②を条件として登録することができます。登録された300人以下の中小企業には下記の助成金があります。

- ①社内の両立支援を推進する責任者の設置
40万円
- ②育児休業取得者の代替要員の雇用に係る経費
助成率1/2 上限1人当たり150万円
- ③社内の意識啓発等に係る経費
助成率1/2上限 10万円
- ④社内のルールづくりに係る経費
助成率1/2上限 50万円





保険加入について

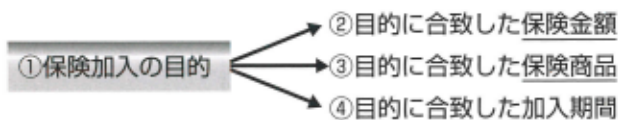
(株)セフネット 志村守正

高齢化や少子化、そして格差社会と言われる今、大企業は順調に飛躍している中、まだ中小企業においては生き残りを掛けて合理化を進めております。

その様な中で中小企業が加入している生命保険が意外に見落とされているのも現実です。勿論保険料負担が大きいと感じている経営者もいますが、赤字経営にも拘らずパプルの頃加入した生命保険や法改正前に加入した生命保険を見直しもせず、膨大な保険料を支払っている会社も中にはあります。

しかし、全ての生命保険をやめてしまうといざという時に困ります。つまり「どの保険をやめて、どの保険を続ければ良いか」が分からないのです。

企業にとって、本当に今必要な生命保険の加入目的をアドバイスし、それに沿った保険をご提案することが我々の使命と考えております。



個人・法人全ての保険提案の基本は、上記4項目(①～④)に集約されます。

その中で、一番最初に考えなければならないのが、加入目的です。

その目的には、

1. 役員退職金の準備
2. 大型事業保障
3. 事業継承及び相続対策
4. 従業員の退職金準備及び福利厚生
5. 医療保障の準備

等があげられますが、その他「高年齢者雇用安定法」や「会社法」及び平成19年度の税制改正等によっても保険の加入目的が幅広くなったと考えております。

その様な中で、現在法人のステージ別生命保険のご提案を紹介させていただいております。

1. 会社創業期

必要最低限の提案とし、「借入金」の返済や、社長に万一があった場合を算定して死亡保障の準備を致します。

2. 会社成長期及び安定期

会社の将来を決定付ける大切な時期

生命保険の提案は「従業員」にポイントを置いて、提案致します。従業員の方々に「やる気」と「安心」をサポート。

一方役員の方々には、「事業保障資金」や「役員退職金」の準備などの提案

3. 事業承継期



4. 会社衰退期

無駄な生命保険の見直し

「高年齢者雇用安定法」を活用した生命保険の販売において、平成18年4月から企業に対して雇用の延長が義務付けられ、その為従業員の給与や退職金の見直し、60歳以上の従業員雇用の為のリスク対策が必要となって来ております。

準備手段は生命保険がベストです。そして、「会社法」が平成18年5月から施行され、相続対策として生命保険を使った自社株の買取り「金庫株」が益々容易になり、活用することをお勧め致します。

以上、保険加入の目的とステージ別生命保険の提案、法改正に基づく提案のご案内をさせていただきましたが、なにより一番大切なことは「目的」に集約されます。



第9回 東京さくら会計事務所 ゴルフ大会観戦記



OBとロストボールは天使の取り分さ。

リー・トレビノ

10月20日（土）山梨県の甲斐芙蓉カントリー倶楽部に於いてゴルフ大会を開催いたしました。今回で9回目になりますが、今年は過去最高の78名の参加をいただきました。ゴルフ大会当日は高速道路の渋滞によりスタート時間が若干遅れてしまいましたが、小雨模様だった天候もプレーが始まる頃には回復し、南アルプスの山々を望みながら大自然特有の爽やかな空気の中で素晴らしいプレーになりました。

毎年皆様には、お忙しい中ご参加いただき誠にありがとうございます。

さて、結果の方は下記のとおりです。

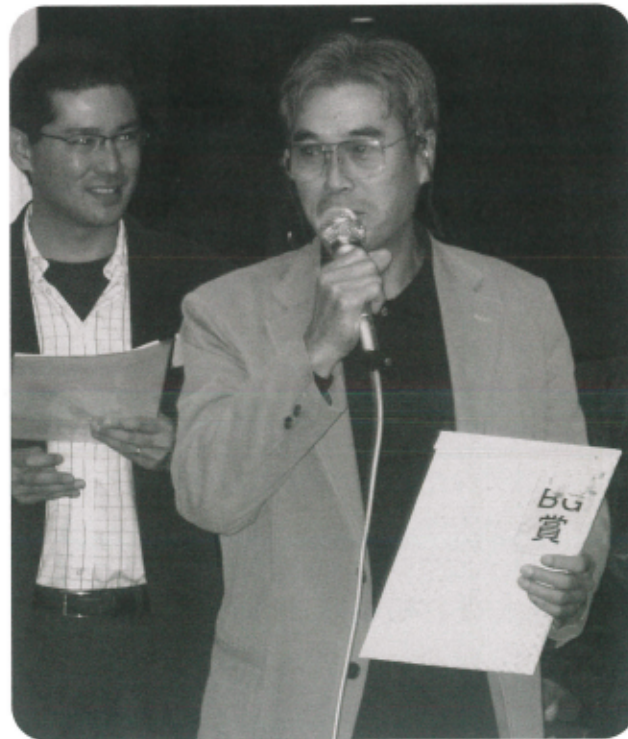
優勝 宗田外志男 様
ベスグロ 櫻井 博彦 様

次回予定

第10回東京さくら会計事務所ゴルフ大会の日程は、平成20年10月11日（土）を予定しております。同時にゴルフコースの紹介を募集しております。事務所スタッフに声をおかけください。毎年ご参加されている方はもちろん、ゴルフを始めたばかりの方も楽しめるゴルフコンペを提案します。



優勝 宗田 外志男様



ベスグロ 櫻井 博彦様



お客様紹介コーナー

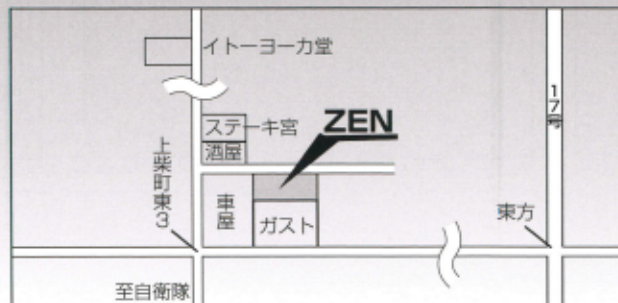


四季創菜 Zen

銀座で修行していたオーナーが2007年3月にOPENさせた創作和風ダイニング。美しい盛り付けの料理たちは、味覚だけでなく視覚でもその素晴らしさを堪能できます。

どうぞ、その瞬間（とき）を感じて下さい。

個室完備・大小ご宴会も承っております。



住所 深谷市上柴町東4丁目9-14-107
電話 & FAX 048-572-8077
営業時間 17:00~1:00
定休日 無休
e-mail zenclub.0325@gmail.com

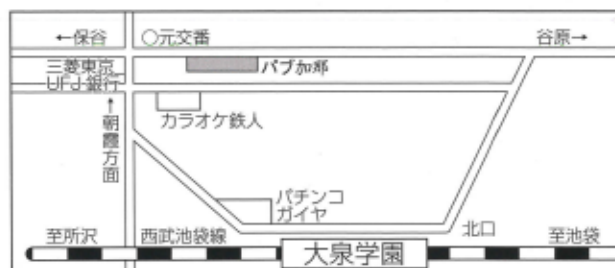
パブ・加那

～パブ・加那へようこそ～

お一人様でも気軽に入れるお店です。大泉学園へお越しの際はぜひお立ち寄りください。おいしい奄美の黒糖焼酎を多数取り揃えて皆さまのご来店をお待ちいたしております。

パーティの予約をお一人4,000円より、10名様から25名様まで受付けます（貸切OK）。

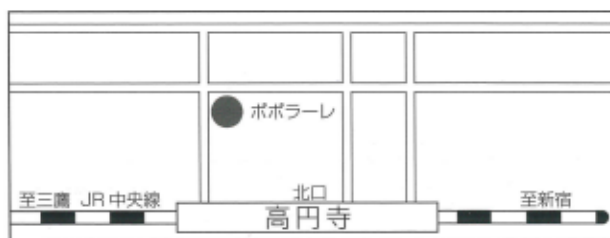
クレジット各種OKです。



住所 練馬区東大泉1-37-14 パレス青木B1F
TEL 03-3978-8858
営業時間 PM7:00~AM2:00
定休日 日曜・祝祭日

イタリアン&パエリア ポポラーレ

「高円寺駅近く、純情商店街で12年、イタリアン&パエリアレストランを営んでおります。「気軽においしいものを」がモットーです。パーティー・ご宴会は大歓迎です！！小さな個室の他、最大50名様位まで利用可能なパーティールームを完備、気軽にパエリアを楽しめるリーズナブルなプランもございます。新年会にいかがですか！？ぜひ一度お越し下さいませ。」



住所 東京都杉並区高円寺北2-7-7
TEL 03-3337-0066
営業時間 11:30-15:00 18:00-24:00
定休日 月曜日（祝日は営業しております。）
<http://www.777-77.com>

このコーナーに掲載したい方は担当へご連絡下さい。



事務所だよりコーナー



埼玉事務所紹介

当事務所では、埼玉地区のお客様のご便宜を計るため、また更なるサービス向上を目指し、昨年1月より埼玉県熊谷市に埼玉事務所を開設致しました。

所属職員は現在2名、事務所もまだこじんまりとしたものですが、当事務所の経営理念の下、お客様の更なる発展の為、日々邁進していく所存です。

お近くにお越しの際には、ぜひぜひお気軽にお立ち寄り下さい。

埼玉県熊谷市末広2-9-1 TEL 048-528-6630

埼玉事務所 税理士 氏家健二



11月16～17日の日程で「旬の秋を五感で味わう」をテーマに浜名湖・かんざんじ温泉に行きました。「かんざんじ」は浜名湖東岸の小島・館山（たてや

ま）の中腹にて、約1200年前、弘法大師が開設した「曹洞宗館山寺」から名付けられました。

宿泊先であるホテル九重の各部屋からは浜名湖が一望でき、その眺めは爽快でした。また、大浴場はもちろん足湯やサウナ、マッサージ等の設備が整っており、忙しい日常を忘れ、ゆったりとしたくつろぎの時間を過ごすことができました。



編集後記



「1年の計は元旦にあり」といわれますが、昨年の世相を反映する流行語が「どげんかせんと!」「ハニカミ王子」が大賞に、他に「大食い」「消えた年金」「食品偽装」「そんなの関係ねえ!!」「鈍感力」「どんだけえ〜」が選ばれた。こうした話題となった言葉がその年の世相を集約させた言葉であるならば、今年は話題性のあるユニークな計画を立ててみては如何でしょうか？

それでは今年も宜しくお願い致します。

税理士法人

東京さくら会計事務所

〒184-0003 東京都小金井市緑町5-5-4

TEL 042-385-6630

FAX 042-385-6604

編集発行人

税理士 横尾和儀

印刷

株式会社 税経